

## 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法 に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年12月20日 ～ 令和6年12月19日

### 2.内容

#### <目標1>

年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する

#### <対策>

令和3年12月20日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和3年12月20日～ 年次有給休暇の取得に向けて従業員に啓蒙活動を図る

#### <目標2>

育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知や情報提供

#### <対策>

令和3年12月20日～ 育児・介護休業法等の法令に基づく諸制度の資料収集

令和3年12月20日～ 社内掲示版を活用した従業員に対する周知の実施、希望者に対する育児介護休業等に関する資料の配布

#### <目標3>

女性の採用が少ないことを改善する。女性労働者を1名以上増やす。

#### <対策>

令和3年12月20日～ 柔軟な働き方を可能にする制度導入の検討開始